

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公開番号】特開2015-91483(P2015-91483A)

【公開日】平成27年5月14日(2015.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2015-032

【出願番号】特願2015-26351(P2015-26351)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

A 6 3 F 7/02 3 2 6 G

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機の前面側を構成する前扉と、

前記前扉の前面に設けられ、複数の遊技媒体を貯留可能な貯留手段と、

前記前扉の後面に設けられ、前記貯留手段に貯留された遊技媒体を通過口を介して発射位置に送り出す球送り手段と、

前記球送り手段により前記通過口を介して発射位置に送り出された遊技媒体を遊技領域に向けて一つずつ発射可能な発射手段と、
を具備する遊技機であって、

前記球送り手段は、

金属板材の先端から基端側へ向かって伸びる分割線を挟んで一方側の先端と他方側の先端とが相対的に遠ざかるように前記金属板材の板面に対して直角方向へ屈曲させ、基端側へ向かうに従って隙間が狭くなるように形成された不正防止部材を具備し、

前記金属板材は、遊技媒体に設けられる線材を前記隙間に誘導可能な誘導部を有し、

該誘導部は、前記金属板材の先端から前記分割線に向けて斜状に形成され、

前記前扉が閉鎖された状態になることで前記通過口を介して遊技媒体を前記発射位置に送出可能になる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

手段1：遊技機において、

「遊技機の前面側を構成する前扉と、

前記前扉の前面に設けられ、複数の遊技媒体を貯留可能な貯留手段と、

前記前扉の後面に設けられ、前記貯留手段に貯留された遊技媒体を通過口を介して発射

位置に送り出す球送り手段と、

前記球送り手段により前記通過口を介して発射位置に送り出された遊技媒体を遊技領域に向けて一つずつ発射可能な発射手段と、

を具備する遊技機であって、

前記球送り手段は、

金属板材の先端から基端側へ向かって伸びる分割線を挟んで一方側の先端と他方側の先端とが相対的に遠ざかるように前記金属板材の板面に対して直角方向へ屈曲させ、基端側へ向かうに従って隙間が狭くなるように形成された不正防止部材を具備し、

前記金属板材は、遊技媒体に設けられる線材を前記隙間に誘導可能な誘導部を有し、

該誘導部は、前記金属板材の先端から前記分割線に向けて斜状に形成され、

前記前扉が閉鎖された状態になることで前記通過口を介して遊技媒体を前記発射位置に送出可能になる」ものであることを特徴とする。